モニタリング結果報告書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮
		らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するととも
		に、生活支援を推進すること
	I	高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会
		参加の支援を推進すること
担当部局 • 課	主管部周	局・課 老健局老人保健課
	関係部周	局・課 老健局計画課、振興課
実績目標1	介護予防	方事業を推進し、実施市町村率が前年度を上回ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、外出するきっかけとなり、介護予防に係る知識の習得及び意識の向上を図ることができる場を提供すること等を通じて、それらの者の自立した生活の促進及び要介護状態になることの予防を図ることを目的として、市町村が地域の実情に応じて実施する下記のような介護予防事業について国庫補助を行うことにより、当該事業の推進を図る。

- ○関連する経費(平成17年度予算額)
 - ・介護予防・地域支え合い事業 30,000百万円 (実績目標を達成するための手段に関連する事業の額は、上記の金額の内数。)

(評価指標の考え方)

介護予防事業の実施市町村率は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

介護予防事業は、市町村が任意で選択できるメニュー事業となっているため、市町村は、利用者のニーズなど地域の実情を踏まえた当該事業の実施が可能である。 また、高齢者が当該事業を利用することで、住み慣れた地域で生活を継続することができる。

(評価指	音標) 介護予防事業の実施市	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	
町村率	(各メニューごと)						
	転倒骨折予防教室	39.6%	51.4%	60.8%	62.4%	62.8%	
		(1, 285)	(1, 666)	(1,954)	(1,949)	(1, 518)	
	アクティビティ・認知症介	21.2%	25. 1%	30.2%	31.2%	32. 1%	
	護教室	(690)	(814)	(970)	(975)	(776)	
	IADL訓練事業	15.4%	16. 5%	16.6%	17. 3%	17. 5%	

	(499)	(535)	(532)	(540)	(423)
地域住民グループ支援事業	12.7%	14.2%	16.0%	16. 1%	17. 2%
	(412)	(460)	(513)	(503)	(416)

(備 考)

- ・介護予防事業の実施市町村数(かっこ内の数値)は、各年度毎の国庫補助の交付 決定ベースの数値であり、厚生労働省老健局計画課調べ。
- ・介護予防事業は、平成12年度からの事業である。
- ・IADLとは、手段的日常生活動作をいう。

(参考指標)市町村数	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	3, 249	3, 241	3, 213	3, 123	2, 418

(備 考)

実績目標2 老人保健事業を推進し、基本健康診査の受診率が前年度を上回ること (実績目標を達成するための手段の概要)

疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的な教育を行い、 生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資することを目的とし、老人保 健事業の一環として、個別健康教育を実施する。

近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、これらの疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、これらの疾患等を予防することを目的とし、老人保健事業の一環として、基本健康診査を実施する。

個別健康教育、基本健康診査等の老人保健事業の推進のため、その事業に要する 費用の3分の1を国が負担する。

- ○関連する経費(平成17年度予算額)
 - ・老人保健事業 29,014百万円

(評価指標の考え方)

個別健康教育の実施延べ人員数、実施市町村数及び基本健康診査の受診率は、老人保健事業の実施状況を示す指標であり、このうち基本健康診査の受診率は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

老人保健事業の目的である生活習慣病等の予防対策を効果的に行うためには、疾病の特性や個人の生活習慣等を踏まえた個別健康教育による継続的な支援の充実が重要であり、また当該個別健康教育その他の事後指導を行う際に有用な所見を得る観点から、基本健康診査の受診の勧奨が重要である。

(評	価指	標)個別健康教育(4種類)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
の実	施延	べ人員数					
		総数	25, 515	27, 639	29, 692	25, 975	_
		高血圧	3, 771	3, 561	3,674	3, 005	_
	再	高脂血症	11,611	12, 067	12, 908	11,040	_
	掲	糖尿病	6, 921	7, 769	7,870	7, 165	_

(備 考)

- ・評価指標は、「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部人 口動態・保健統計課保健統計室)による。
- ・個別健康教育は、平成12年度からの事業である。
- ・平成17年度の数値は、集計中。

(評	価指	標)個別健康教育(4種類)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
の実	施市	可村数					
		総数	1,611	1,719	1, 738	1, 333	
		高血圧	463	502	505	402	
	再	高脂血症	900	1,017	1, 047	840	_
	掲	糖尿病	716	889	971	791	_
		喫 煙	305	379	489	467	_

(備 考)

- ・評価指標は、「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部人 口動態・保健統計課保健統計室)による。
- ・個別健康教育は、平成12年度からの事業である。
- ・平成17年度の数値は、集計中。

(評価指標) 基本健康診査の受診率	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
(%)	41.8	42.6	44.8	44. 4	_

(備 考)

- ・評価指標は、「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部人 口動態・保健統計課保健統計室)による。
- ・平成17年度の数値は、集計中。

実績目標3 高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援を推進し、当該推進事業の 実施市町村率が前年度を上回ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

(1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

(2) 老人クラブ活動等事業

老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。

- ○関連する経費(平成17年度予算額)
 - ・介護予防・地域支え合い事業 30,000百万円 (実績目標を達成するための手段に関連する事業の額は、上記の金額の内数。)

(評価指標の考え方)

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村率、老人クラブ活動等事業の老人クラブ数及び加入者数は、高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援の推進状況を示す指標であり、このうち高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村率は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

(評価指標) 高齢者の生きがいと健	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
康づくり推進事業の実施市町村率	24.6	27.6	29.8	28. 9	29. 7
(%)	(798)	(895)	(956)	(902)	(717)

(備 考)

- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村数(かつこ内の数値)は、 「在宅福祉事業費補助金等実施協議書」より集計。
- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、平成12年度からの事業である。

(参考指標) 市町村数	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	3, 249	3, 241	3, 213	3, 123	2, 418

(備 考)

(評価指標) 老人クラブ活動等事業H 1 3H 1 4H 1 5H 1 6H 1 7の老人クラブ数 (千クラブ)129123127126122

(備 考)

- ・評価指標は、「介護予防・地域支え合い事業補助金(老人クラブ活動等事業)実 施協議書」より集計。
- ・老人クラブ活動等事業は、平成12年度からの事業である。

(評価指標)老人クラブ活動等事業	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
の老人クラブ加入者数(千人)	8, 462	8,044	8, 286	8, 190	7,808

(備 考)

- ・評価指標は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房 統計情報部社会統計課)における各年度の全国の老人クラブ数及び会員数より1 クラブ当たりの会員数を求め、これに老人クラブ活動等事業を実施しているクラ ブ数を乗じた数を加入者数とした。
- ・老人クラブ活動等事業は、平成12年度からの事業である。
- (注) 第162回通常国会で成立した介護保険法等の一部を改正する法律により、
 - ・「予防重視型システム」への転換(平成18年4月施行)
 - ・施設給付の見直し(平成17年10月施行)
 - ・新たなサービス体系の確立(平成18年4月施行)
 - ・サービスの質の確保・向上(同月施行)

等の制度改正が行われた。